

島田市立初倉中学校 令和6年度いじめ防止基本方針

基本方針

「いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け「静岡県いじめ防止・対応マニュアル」に基づき、「いじめをしない させない ゆるさない！」学校づくりに取り組む。いじめは教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという視点をもち指導を行う。また、「自分とは違う」という感覚から生まれやすい差別や偏見を防ぐ視点をもち、いじめにつながることはないよう指導を行う。

【保護者・地域との連携】

- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域の理解を得る。
- いじめ防止の重要性の認識を広めると共に、学校通信や懇談会などを通して、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 校内研修や職員会議で、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員間の共通理解を図る。
- いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する態勢を確立する。

【関係機関等との連携】

- 生徒のあらわれについて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと隔週で情報交換を行う。気になる生徒については面談や家庭訪問をしていただく。
- 必要に応じて、チャレンジ教室や児童相談所等と連絡を取り合う。

いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じてPTA会長

全教職員

【未然防止】

- 生徒が主体的に学校生活を送れるよう選択、決定の機会を増やす。
- 学活で、いじめの定義を生徒に共通認識させる授業を行う。
- 日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、十分に注意を払い指導に当たる。
- 職員の言動が生徒に大きな影響力をもつことを十分に認識し、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりしない。

【早期発見】

- 生活アンケートをタイムリーに実施し、それを学級担任、学年職員、生徒指導主事等複数の職員で目を通し、対応を協議する。
- 隔週で、各学年生活指導担当教員、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学校教育支援員、SSW、SCで生徒指導部会を実施し、いじめや気になる生徒について情報交換し指導に役立てる。
- 生徒指導部会で話題が上がった内容については、「第一報」等で全職員で情報共有する。
- 生徒の悩みや相談を積極的に受けとめることができるように相談態勢を整える。

【早期対応】

- いじめが発生した際には、学級担任だけが抱え込むことなく学校全体で組織的に対応する。
- 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。なお、把握した生徒の個人情報については、その取り扱いを十分注意する。
- いじめを把握した場合、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- 保護者等からの訴えがあった場合、謙虚に耳を傾け、関係職員全員で対応する。

【継続支援・重大事態への対応】

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、適切な連携を図る。
- 校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。
- いじめられる生徒やいじめを行う生徒に対しては、必要があれば弾力的措置を講じる。
- いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。